

議 長 休憩を解いて会議を再開いたします。 (10時34分)
引き続き一般質問を行います。受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 寺 嶋 安全保障関連法案等の見解を問う
要旨 質問書のとおり

町 長 それでは寺嶋議員の御質問にお答えをさせていただきます。1つ目の安全保障関連法案について私の見解ということでございますが、現在国における安全保障関連法案に関する議論は、まさに国際社会における我が国の方向性を決める重要な議論でございます。国際情勢が変化する中、日本が担ってきた役割、あるいは今後果たすべき役割等について、国民が理解を得られるよう、国会の場、十分な議論、審議が尽くされることを強く望んでおります。外交・防衛等の分野につきましては、基本的に国の専権事項であることを踏まえて、基礎自治体の首長としてお答えすることは適切じゃないと考えておりますので、私の見解は差し控えたいというふうに存じますが。ことしは戦後70年という節目の年であり、改めて同じ過ちを繰り返してはならないという思いは私自身も強く持っております。

2点目の御質問ですが、まず一般家庭の住宅リフォーム補助制度を創設するお考えはについてでございます。平成24年第2回定例会で同様の御質問がございましたが、その後時間の経過もございますので、県内の市町村の状況なども御紹介しながらお答えをさせていただきます。県内の住宅リフォーム助成事業に特化した助成制度は、地域経済の活性化と居住環境の向上を目的といたしまして、25年度では18市町村で実施されておりましたが、現在は横須賀市や藤沢市を初めとした6市3町1村の計10市町村で実施されており、近隣では秦野市、二宮町で実施をされております。現在実施されている市町村においては、町民ニーズに応えるために引き続き実施しているということでございますが、制度を終了した市町村については、当初より期限つきで実施していたということで、期限満了とともに制度をとりやめたということで聞いております。

さて、本町では各種のリフォーム関連支援策といたしまして、寺嶋議員も御存じのとおり、高齢者で介護支援が必要な方には住宅改修費並びに介護予防住

宅改修費を、障害者、障害をお持ちの方々には、重度障害住宅改良費助成金を支援させていただいております。また、太陽光発電設備の設置対象者に、スマートハウス整備促進事業補助金を、公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換には、水洗便所等改造を伴う資金利子補給金や、合併処理浄化槽整備費補助金なども実施させていただいております。このほか町勤労者住宅利子補助金や、定住化対策といたしまして二世帯住宅等支援奨励金や住宅取得促進奨励金も施策として実施しております。また地域経済の活性化を図る支援策といたしましては、昨年度より実施しておりますプレミアム商品券事業も支援策の一環と考えております。町民の皆様に関心のあるお買い物だけでなく、住宅リフォームにも利用できるように現在しているところでございます。

このように本町におきましても、目的に合った住宅リフォーム支援や地域経済の活性化に向けた取り組みは実施しております。その中で現在木造住宅耐震改修工事費補助を行っておりますが、なかなか活用されていない状況でもあります。現在担当職員により、まずは耐震診断を受診していただくよう、対象の御家庭に対し戸別訪問をさせていただき、PRをしながら御意見を伺っておりますが、その結果を踏まえて耐震後に行っていただきたい耐震工事の推進策といたしまして、耐震工事に関連した住宅環境向上のリフォーム助成制度の創設を研究してまいりたいというふうにも考えております。また現在も実施されております国の支援策の省エネ住宅エコポイントですね、につきまして情報提供を行うことで、耐震改修工事の推進にもつなげてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、空き家の有効利用による住環境整備の補助についてでございますが、町が実施したアンケート調査から、空き家などの有効活用を伴う支援といたしまして、空家バンク制度の周知や拡充と、宅建協会との連携による空き家の有効活用を積極的に進めております。特に宅建協会に直接出向き、町の空き家の状況報告や宅建協会の方に直接地域に入ってください、住民の方々からさまざまな御意見を聞いております。その中で、空家バンクに登録された建物については、シェアハウスの可能性やDIYなどの新しい取り組みの支援の対象について検討をしております。空き家の有効活用に伴う住環境整備の補助と

いたしましては、町が実施したアンケート調査からの御意見もあります空き家解体費用補助や空き家の改修費補助などについて、空家バンクに登録された建物を対象に、定住につながる住環境整備の補助制度の研究調査も今後進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

10番 寺 嶋 それでは、幾つか再質問を行わせていただきます。まず1点目の安全保障関連法案の見解ですけれども、町長、具体的にはコメントは差し控えたいということで、具体的にはおっしゃられませんでしたので、その辺、この関連についてお伺いします。

私は、まず1つ目はですね、この間、私が町民の声として聞いていることを紹介しながら質問をさせていただきます。私が聞いている町民の声としては、戦争は二度と起こしてはいけない、それから憲法9条を大切にすること。あるいは、安保法案はやめさせてほしい。それから、自衛隊を戦場に送らないでいただきたいと。こういうことが寄せられております。それから、一連のこの間の世論調査の結果を見ても、国民の過半数が政府の説明が不十分、そして今国会の成立に反対をしているのが多いと思われまます。それから、国会での審議は、私は十分とは言えないと思います。それで、本当に国民の理解が得られているのか、こういうことがね、国民・町民感情としては、やっぱりね、これが本当に、まだまだ浸透されてないというふうに思います。この国民・町民感情に対して、町長はどのように受けとめておりますでしょうか。まず、その辺からお伺いをいたします。

町 長 まず、町民であられる以上国民であるということで、基本的には町民の方々の声というふうに捉えてよろしいでしょうか。全体的な国民の話ですか。町民の方々の御意見でよろしいですか。（「はい」の声あり）よろしいですか、はい。私も同じような話は、確かに聞き及んでいるところあります。しかしながら、今現在、国のほうでも、我々国民であり町民である方々が国会議員さんを選んで、その国会議員の方々が、国の専権事項ということでもありますが、責任を持って今、我々の代表として話をさせていただいているというふうに、私も感じております。ですので、我々、逆に、私も町民ですけれども、国民ですけれども、そういった観点でいけば、まだ議論が続いてる途中だというふうに考え

ておりますので、その途中の間で、声をですね、上げるということについては、差し控えたいというふうに考えます。以上です。

10番 寺 嶋 それでは、次に憲法解釈と申しますか、このことについて、町長のコメントがあれば伺いたしたいと思います。この安保、安全保障関連法案というのは、憲法に示された武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するというようなことがうたわれております。ところが、この日本のあり方をですね、180度憲法解釈を転換して、海外でアメリカが起こす侵略戦争に自衛隊を派兵し、各国で武力介入ができるようにする危険性があると、私は聞いております。あと、新聞等でもそのように捉えられることができると思います。これはですね、海外での武力行使を禁じた憲法9条を踏みにじるものだと、私、思います。それとですね、多くの憲法学者が、憲法違反と指摘してることがあります。国会でも審議されましたけども。このことについて、もしコメントがあれば伺いをしたいと思います。

町 長 現在、そういった点で、国で今、議論をされているというふうに思いますし、さまざまな声があるのも十分に理解はします。私自身が、その偏った方向の中で誤った判断をするということとはよくないと思いますし、ここに質問をされている趣旨の中に、抵触しているとの声を聞いているのでということで、それは町民の方々のどの程度のお声なのかということ、ちゃんと踏まえながらやらなきゃいけない部分があるんですけども、本当に、戦争を二度と起こしてはならないということに関しましては、私自身も町民の方々と同じことですし、これが議論がまだまだ不十分であるというようなことについては、そういうふうに、そういった話が政府に届いているから、今現在、議論をされているのではないかというふうに考えておりますので、私自身が、その憲法9条に違反している、違反してないということについては、憲法学者の方々の御意見をよく聞きながらですね、判断をしたいというふうに思います。以上です。

議 長 10番に申し上げます。今、町長は、憲法9条云々に対して、また、この法案に対して、議論が不十分だというのは見解として出てますので、その線に沿って、国政のことですので、発言をお願いいたします。

10番 寺 嶋 ですからね、町長は、議論が尽くされた上での結論を尊重したいとか、十分

な説明と審議を尽くした上で判断してほしいと、こういうようなことをおっしゃっておりますけどもですね、このそもそもの問題は、集团的…政府がですね、集团的自衛権の行使容認を閣議決定して、今回それに、その集团的自衛権を具体化する一連の関連法案を上程、または改定することも含めてやってるわけですよ。ですから、そういう集团的自衛権はね、問題は、だって、今の集团的自衛権の行使っていうのは閣議決定されましたけども、憲法上はですね、できないというふうに、歴代の政府または法制局長官等がですね、そういうふうに憲法解釈上はずっと立場をね、集团的自衛権の行使は憲法でできないというふうな見解をとってきたわけですよ。それをですね、閣議決定するということは、立憲主義を壊す、そういうようなことにもつながるわけで、これが私は最大の問題なのでは…。

議 長 10番議員に申し上げますが、発言の途中ですが、憲法の件に関しましては、これは憲法の安定、法の安定性とそれから今言われていることは、行政としての、あれは何ていうのかな、政策的なものとはどうも御質問がごっちゃになってるように聞こえますので、もう少し精査して、町長に対しての、町民の立場から質問をしていただきたい、そう願いたいと思います。どうぞ。（「誤解を招くような質問するなって言ってくれよ」の声あり）

10番 寺 嶋 そういうことでありましたらですね、今回の集団…安全保障、関連案そのものについてはね、やっぱり国会で審議されていることで、そのものについては、なかなか触れることは、この町政に関してはね、できないんですけども。ただですね、やっぱり、関連…関係する問題は、将来的ですね、町民の命、暮らし、平和がこの安全保障関連法案等で脅かされる、そういう危険性があります。それ以上は申しませんが。そういうことに対して、町長がね、何ですか、審議…今の国会の状況を見守って、結論を尊重したいというコメントだけではね、やっぱり首長としては、ちょっと私は、それだけでは首長としての責任が問われる、責任といいますか、見解がね、十分だと思われませんので、この辺のことについて私はね、もっと具体的な表明をしていただきたいということをですね、申し上げます。このことについては以上ですので、再度お伺いして、この件については終わりにしたいと思います。何か、町長、もう一度。

議 長 10番議員に申し上げます。今のような質問ですと、町長、答えるに答えられない、答弁ができないと思いますので、この件につきましては、よく町長に申し上げるといってここで打ち切りたいと思いますが、10番議員は御了解願えますか。

10番 寺 嶋 はい、わかりました。

議 長 次に、2番にってください。

10番 寺 嶋 それでは、2点目の問題について。2点目の住宅リフォーム助成制度の創設ということで、町として一連の施策は行っているのですが、今のところ特別考えてないというようなことですが、それではこの件について、先ほど県内の自治体の紹介がございましたので、それに関連しまして質問したいと思います。県内の自治体で行っている、今、住宅リフォームという名称そのものも少し変化しております、活用助成金というような言葉も使っております。この活用補助金ということで、さっき言いましたように、地域経済の活性化と居住環境の向上を図る目的として、町内業者を利用して住宅リフォームを行った場合の経費の一部を助成しているということですね、対象工事として、町内業者が施行する10万から20万円以上の工事で、住宅の修繕、模様替え、増改築等のリフォーム工事が対象としております。耐震改修だとか、そういう診断して住宅耐震改修する場合ね、やっぱり相当の金額が工事費がかかります。この住宅リフォーム助成制度としては、工事費もね、少額でできるということもありますし、もしこういうことが、町でも予算が、少額で済むわけでありまして、

それですね、町として、私は研究または検討していただきたいのは、これから地方創生の事業、計画が組まれますけれども、この将来の地方創生の事業に当たりますね、将来的に、国とか県等の補助メニュー、消費を喚起するような、補助メニューっていうのがね、あれば、このような住宅リフォーム助成制度が、こういう補助メニューの中でできないか検討をしていただきたいということで、検討をするお考えはありますでしょうか。

まちづくり課長 ただいまの議員の御質問です。議員も御存じかと思いますが、実施している市町村、神奈川県内18市町村から10市町村に減っていったということの中で、やはりちょっと聞き取りもさせていただきました。やはり、各市町につい

てですね、制度ここで1回取りやめたという中ではですね、やはり財政が非常に厳しいですよというお話をいただきました。この財政ですが、住民の方には非常に好評だというお話です。ただこれがですね、やはり好評だからといって続けていくには、やはり市町の財政が必要だという中でですね、それでは、その市町を支援する補助、これがないのかということで、ちょっと県にもですね、問い合わせをさせていただいた経緯がございます。その中でですね、平成25年には、社会資本整備総合交付金の中に一部そのような支援がございましたが、国のほうもですね、期限を区切って3年間というような形で支援をしたようです。ちょうどそのときはですね、本町におきましては、ちょうど25年からですね、耐震改修、木造のですね、耐震改修工事の補助を始めたばかりでして、私もそのとき答弁させていただきましたが、まず、そちらに力を入れさせていただきたいということで、出発をしたようなことでございます。その国のほうもですね、今現在、特に財務省のほうの見解ではございますが、一旦ここでですね、国のほうもですね、支援、市、町、県に対しての支援をですね、ちょっと控えようという、ちょっと消極的な考えもなってきたということでございます。ですから、県の担当課のほうの意見も聞きますとですね、27年度が最終かなと、これまだ予測です。引き続き国のほうの支援策が続くかもわかりませんが、今のところですね、国としては27年を最終年度にして、ちょっと様子を見ようじゃないかというような、ちょっと消極的な態度といたしますかね、形だというような意見は聞いてございます。以上でございます。

10番 寺 嶋 その辺について十分検討していただきたいと思います。それでは、空き家の活用についてお伺いします。山北町では、町内・町外からの転入や若者、中堅住宅の定住、町内の空き家などの活用を促進するため、町外からの空き家の取得、利用希望者に対して、空き家の活用に必要な経費を助成しているということでもあります。ですから、私としては、松田町でもぜひ取り入れるべきではないかと思っておりますが、その辺の調査・研究はされておりますでしょうか。お伺いをいたします。

政策推進課長 確かに、山北町では町外からの転入者や若者、中堅世帯の定住ということで、山北町空き家活用助成金というのを実施しているようでございます。たしか10万

円だと思いましたが。これにつきまして、松田町でも今後検討していかなくちゃいけないと考えております。それから、先ほど、地方創生のお話ありましたけども、今、きょうの午後の全協でも御説明しますけども、今年度中に、人口ビジョンと地方版総合戦略を策定していくわけです。その中で、人口が減少するわけですけども、それをどうやって食いとめるかというのを、地方版総合戦略でつくって、策定していかなくてはいけないんですけども、その中に、今度は空き家対策を入れて、来年度以降の新型交付金に、もしそれが該当するものであれば、それはぜひ進めていきたいと考えております。ただ、この新型交付金につきましても、当初、国は10分の10というふうに言っていたんですけども、昨日の首長、知事との懇談会でも、どうも10分の10が2分の1ぐらいになるんじゃないかということも示されております。まだまだ、新型交付金につきましては、ちょっと未確定のところがありますので、これに該当できるようなものであれば、必ずそれには載せていきたいというふうに考えております。以上です。

10番 寺 嶋 およそ私の聞くところは、一応以上ですので、これで質問を終わらせていただきたいと思います。以上、終わります。

議 長 以上で受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を終わります。